家庭教師（甲）と保護者（乙）とは、甲が乙の子に対して行う家庭学習指導（授業）に関して、以下のとおり契約する。

## **第１条（授業）**

甲は、乙の子に対して誠実に授業を行うものとする。また、乙は甲に対して、授業以外のいかなる義務を課すことはできない。

## **第２条（授業料）**

乙は甲に対し、本契約における授業料として、１時間当たり　　　　　　円を支払うものとする。

## **第３条（交通費）**

## 乙は甲に対し、交通費として授業１回につき　　　　　　円を支払うものとする。

## **第４条（授業の曜日・時間）**

１．授業は、原則として以下の曜日・時間に行うものとする。

　　　曜日　　　時　　分～　　　時　　分，　　　曜日　　　時　　分～　　　時　　分

　　　曜日　　　時　　分～　　　時　　分，　　　曜日　　　時　　分～　　　時　　分

２．長期休暇中、年末年始などの連休中の授業スケジュールについては、別途協議の上、決定するものとする。

## **第５条（授業の曜日・時間の変更）**

　甲又は乙の都合により、授業の曜日や時間の変更を行うには、十分前もって相手方の同意を得ることとする。

## **第６条（授業のキャンセル）**

１．甲又は乙が授業をキャンセルする場合、やむを得ない場合を除き、十分前もって相手方に連絡するものとする。キャンセルとなった授業は、原則として他の日に振り替えるものとする。

２．前項の振り替えが不可能な場合、乙の一方的な都合によりキャンセルがなされた場合を除き、甲は乙に対して授業料及び交通費を請求することはできないものとする。

## **第７条（授業料の増減）**

授業料の増減については、甲による学習指導の成果、その他諸般の事情を勘案の上、毎年　月に甲乙協議の上、決定するものとする。

## **第８条（契約の終了）**

１．甲及び乙は、１ヵ月前に申し出ることにより、いつでも契約を終了させることができる。

２．乙は、既に行われた授業の対価としての授業料とは別に１ヵ月分の授業料相当額を支払う場合には、直ちに契約を終了させることができる。ただし、以下の場合には、乙は１ヵ月分の授業料相当額を支払うことなく、直ちに契約を終了させることができる。

(1)本契約の締結から２ヵ月以内の場合

(2)甲が第７条所定の禁止事項を繰り返すなど、契約を直ちに終了させるにつき正当な理由がある場合

## **第９条（禁止事項）**

甲は、無断欠勤及び無断遅刻をしてはならない。万一遅刻する場合、甲は乙に事前に連絡して了解を得ることとし、遅れた分については授業を延長するものとする。

## **第１０条（授業料の支払方法）**

乙は、甲に対し、１か月の授業料と交通費の合計金額を毎月　までに、現金で直接支払うものとする。

## **第１１条（契約条項の変更）**

契約条項の変更は、甲乙いずれかが申し出て、相手の了解を得られれば実施するものとする。

## **第１２条（信義誠実義務）**

１．甲及び乙は、本契約を信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

２．本契約書に定めのない事項については、関係法令および信義則に基づいて、甲乙協議の上、決するものとする。

甲乙双方記名捺印の上、各１通本契約書を保有する。

　　　　年　　　月　　　日

甲（家庭教師）　　住所

電話　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（生徒の保護者）住所

電話　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印